

メーター装置の建物内設置に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道メーターの地中メーターボックス以外で建物内等へ設置する場合（以下「建物内メーター設置制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物内メーター設置 地中メーターボックス以外で建物内のパイプシャフト等へ水道メーターを設置し、浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が協議応諾したものをいう。
- (2) 検針設備 水道メーター及び開閉防止用止水栓等をいう。
- (3) メーターユニット 圧着型のメーター接続金具のほかメーターの上流側に開閉防止用止水栓、下流側に逆止弁（ボールリフト式逆止弁は除く。）が付属し、これらが一体的になっている金属製台座をいう。
- (4) 所有者等 建物の所有者及び「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69号）第47条に規定する管理組合法人をいう。

(適用要件)

第3条 この要綱により建物内メーター設置制度の適用を受けようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 共通事項

- ア メーターは、パイプシャフト内の維持管理が容易な見やすい場所に設置されていること。ただし、やむを得ずパイプシャフト内に設置できない場合は、凍結防止対策を講じるとともに、通行者の安全に配慮すること。
- イ パイプシャフトの床面は、水平又は前面に向け緩やかな下がり勾配とすること。逆勾配の場合は是正措置を講じること。
- ウ パイプシャフトの扉は、いつでも開扉できるようなるべく錠を取り付けないこと。取り付ける場合は、一般的に使用されている共通の鍵が使用できる錠にすること。
- オ 検針、開閉栓等の業務を支障無く行うことができるよう万全の措置を講じること。
- カ メーターは、メーターユニットに固定するものとする。
- キ メーターユニットは概ね水平に設置され、床面等に確実に固定されているか、若しくは、脱落のない方法で確実に接続されていること。上下流共にフレキシブル管を使用していること。
- ク メーターの取り替え等の業務を支障なく行うことができるよう万全の措置が講じられていること。
- ケ 前アからクに定めるもののほか、管理者が必要と認める要件を備えていること。

(2) 既存建物の係る例外措置

前号の適用とする既存建物について、管理者が、構造上、メーターユニットの取り付けが出来ないと判断したときは、前号キ、クの規定にかかわらず、次に定めるところによることができる。

ア メーター上流側直近へ開閉防止用止水栓、下流側のなるべく近いところへ逆止弁（メーターパッキン兼用型は除く。）を設置すること。

イ メーターの上下流のいずれかに伸縮メーター接続金具及びフレキシブル管を使用し、他方のメーター直近の配管類を床面又は壁面に確実に固定すること。この場合において、フレキシブル管の使用が困難な場合は、上下流共に伸縮メーター金具を使用し、メーター直近の両側の配管類をそれぞれ床面又は壁面に固定すること。

(3) 指針

浜松市上下水道部給水装置工事の指針（以下「指針」という。）第6章6.1.5建物内メーター設置を遵守すること。

第2章 手続き

（協議応諾等）

第4条 この要綱により建物内メーター設置制度の協議応諾を受けようとするときは、所有者等は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を正副2部管理者に提出するものとする。

- (1) 建物内メーター設置協議申請書（第1号様式）
- (2) 建物案内図
- (3) 建物平面図及び配置図
- (4) 配管図、立体図及びパイプシャフト内の断面図
- (5) 前4号に定めるもののほか、管理者が必要とする書類

2 管理者は、前項に基づく申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、協議回答書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

3 三階直結給水の建物の場合、三階直結給水事前協議申請書において、建物内メーター設置制度の協議を兼ねて協議できるものとする。

（申込等）

第5条 所有者等は、前条により協議応諾された建物内メーター設置制度の給水装置工事の申し込みをするときは、指針第5章5.1給水申込の申請によるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付して管理者に申し込み、及び給水開始前に提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事申請時に提出する書類
 - ア 建物内メーター設置制度協議回答書の写し
 - イ 建物内立入等承諾書（第3号様式）
- (2) 給水開始前に提出する書類
 - ア オートロック式の場合、届出書（第4号様式）

第3章 検査

(現地検査)

第6条 工事が完了し使用開始する前に、給水担当課または担当室の現地検査を受け、合格しなければならないものとする。なお、現地検査には、工事を施行した指定給水装置工事業者（以下「指定工事業者」という。）の担当主任技術者の立会いのもと、実施するものとする。

現地検査において、手直し指示事項が発生した場合は、現地にて口頭にて指示するものとする。

指定工事業者は、現地検査の結果手直し指示を要求されたときは、早急に手直しを実施しなければならない。なお、手直し前と手直し完了後及び手直し作業中の写真にて報告し、担当課又は担当室の確認を受けた段階で合格とする。

第4章 所有者等の責務

(関係者への周知)

第7条 所有者等は、この要綱に定める事項について、関係者に周知徹底しなければならない。

第5章 その他

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関して必要な事項は、その都度管理者が定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

印

自筆のときは印不要、ゴム印のときは印必要

建物内メーター設置協議申請書

メーター装置の建物内設置に関する要綱第4条第1項の規定により、下記の建築物の建物内へメーター装置を設置したいので事前協議を申請します。

施工場所	区	
建物概要	建築物	新築 既設
	給水装置	新設 既設改造
	階層	階建
	形態	
完成時期		
指定給水装置工事事業者	会社名	
	電話番号	
添付書類	建物案内図・建物平面図及び配置図・配管図、立体図 パイプシャフト内の断面図	
その他		

第2号様式(第4条関係)

浜 上 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

建物内メーター設置協議回答書

平成 年 月 日付け申請のありましたことについて、メーター装置の建物内設置に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 施工場所
- 2 回答内容

(1)下記の条件により、建物内メーター設置を承認します。

- ア メーター装置の建物内設置の要綱をはじめ、申請内容を守ってください。
- イ その他、上下水道部担当者の指示に従ってください。

第3号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所

氏名

印

自筆のときは印不要、ゴム印のときは印必要

建物内立入等承諾書

下記建築物の給水装置工事申込みに際して、建物内へメーター装置を設置しますが、それに伴い、検針業務、メーター取替え業務、検査業務等において、建物内へ上下水道部職員並びに上下水道部委託業者等が出入りすることを、承諾いたします。

また、建築物の譲渡又は賃借を行うときは、譲渡人又は借受人に通知し、その承諾を得ます。

記

- 1 施行場所
- 2 施工指定給水装置工事事業者

第4号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所

氏名 印

自筆のときは印不要、ゴム印のときは印必要

届 出 書

下記建築物の建物内へ出入りするため、オートロックの解除方法及び番号等を届け出ます。

建 築 場 所	区
施工指定給水 装置工事業 者	会社名 電話番号
解 除 方 法	
番 号	
そ の 他	